

総務常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 15 号 矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	4
議案第 16 号 矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正について	5
委員長報告	5
閉 会.....	6

1 日 時

令和7年9月11日（水）午後0時56分～午後1時14分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 石 塚 政 行

副委員長 渡 邊 英 子

委 員 齋 藤 典 子 宮 本 莊 山 関 由 紀 夫
佐 貫 薫 石 井 侑 男

4 欠席委員

なし

5 説明員（6名）

(1) 総 務 部（1人）

①総 務 部 長 高橋弘一

(2) 総務人事課（3人）

①総 務 人 事 課 長 佐藤賢一

②行 政 担 当 吉田佐江子

③戦 略 人 事 室 長 高橋和寛

(3) 税務課（2人）

①税 務 課 長 高久聡子

②管 理 収 納 担 当 橋本幸江

6 担当書記 清水ゆう子 粕谷嘉彦

8 付議事件

議案第15号 矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

議案第16号 矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（石塚政行） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 (12 時 56 分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第 15 号及び議案第 16 号の2件である。

議案第 15 号 矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務人事課長（佐藤賢一）

（「議案書」の24～41ページにより説明）

○委員長 質疑はあるか。

○佐貫委員 これはどの自治体も同じ中身か。

○総務人事課長 今回の改正については、育児休業等に関する法律の一部が改正されたということで、全国で実際に同じように改正をする予定である。

○佐貫委員 そこで矢板ならではで、ここを強めたみたいなのは動かせるのか。

○総務人事課長 今、おっしゃったような、特に矢板市として増やしているとかはない。

これは、法律に伴ってなので、どの自治体も同じような改正になっていると思う。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 15 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決された。

議案第 16 号 矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 16 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長 (高久聡子)

(「議案書」の 42～47 ページにより説明)

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

(13 時 14 分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長